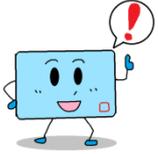
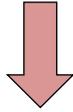


退職後の健康保険のご案内



退職後の健康保険には、「協会けんぽの任意継続」、「国民健康保険」「ご家族の健康保険（被扶養者）」の3つの方法があります。毎月納める保険料などを比較のうえ、ご希望の健康保険にお手続きください。

	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市区町村役場の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入要件	<ul style="list-style-type: none"> ●退職日までに被保険者期間が継続して2カ月以上あること ●退職日の翌日から20日以内に手続きすること 	<ul style="list-style-type: none"> ●お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課にお問い合わせください 	<ul style="list-style-type: none"> ●ご家族が加入している健康保険の被扶養者の条件を満たすこと
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料の目安は、退職前に控除されていた保険料を2倍した金額（上限あり） ●原則2年間変わりません（保険料率変更時を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料は、加入する世帯の人数や前年の所得などにより決定 ●倒産や解雇などの場合、保険料の減免制度があります 	<ul style="list-style-type: none"> ●被扶養者の保険料負担はありません



任意継続の「加入」と「資格喪失」について

加入

加入できるのは、最長2年間です（退職日の翌日から加入）。

資格喪失

下記①～⑤に該当するときのみ、任意継続被保険者の資格を喪失します。

「国民健康保険に加入する」「他のご家族の被扶養者になる」という理由では、資格喪失できません。



- ① 保険料を納付期限までに納めなかったとき
⇒ 未納により資格喪失した場合は、国民健康保険等でお手続きください。
- ② 就職等により健康保険・共済組合等の被保険者になったとき
- ③ 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- ④ 75歳になった等の理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
- ⑤ 任意継続被保険者（加入者ご本人）が亡くなったとき

※ ②、④、⑤の場合 ⇒ お手続きが必要です

計算方法

任意継続の保険料 = 退職時点の標準報酬月額 × お住まいの都道府県別健康保険料率

事業主の届出によって日本年金機構で登録された給与の月額。
平成 28 年度の上限は 28 万円。

40～64 歳の方は介護保険料率が
上乘せになります。

- 上記の標準報酬月額をもととするため、**原則 2 年間保険料は変わりません（保険料率変更時を除く）。**
- 被扶養者（ご家族）の保険料負担はありません。

目安としては、事業所にお勤めの頃の保険料の 2 倍です（ただし、上限あり）

- 40～64 歳の方 → 「健康保険料 + 介護保険料」の 2 倍 ※ 平成 28 年 4 月からの上限額（三重）：32,228 円
- 40 歳未満の方 } → 「健康保険料」の 2 倍 ※ 平成 28 年 4 月からの上限額（三重）：27,804 円
- 65 歳以上の方 }

保険料の発生について

在職時の保険料

「資格喪失日（退職日の翌日）が属する月」の保険料は発生しません。

任意継続の保険料

「資格取得日（加入日）が属する月」から保険料が発生します。

<例：3 月 20 日退職の場合>

- 勤務していた事業所での保険料 → 3 月分は発生しません
- 任意継続の保険料 → 3 月分から発生します

※ 「資格喪失日（退職日の翌日）が属する月」の保険料が、給与から引かれているときは、事業所にご確認のうえ、返金してもらってください。

納付方法

初回分の保険料については、保険証と一緒に同封する「納付書」で、指定期限までに納付していただくことになります。

その後の納付については、「資格取得申出書」で選択した内容によって、納付方法が変わります。

納付書による納付

- ※ 納付場所はコンビニエンスストア・郵便局など。
- ※ 保険料の「領収書」は確定申告時にご利用いただけますので、大切に保管してください。

毎月納付（月の初旬に到着する納付書を原則 10 日までに納付）

※ 毎月 10 日（10 日が土日・祝日の場合、翌営業日）

6 カ月前納（4 月分～9 月分 または 10 月分～翌年 3 月分）

12 カ月前納（4 月分～翌年 3 月分）

} 若干の割引あり

口座振替による納付

※ 毎月納付のみ

毎月 1 日に口座振替（開始までに 2～3 カ月かかります）

※ 口座振替開始までは納付書で納付いただくことになります

【 任意継続資格取得時の前納について 】

任意継続資格取得時の前納は、資格取得年月日の属する月の月末までに前納分の保険料を納付していただくことが必要です。初回納付書の発送時期により、前納の申出希望にそえない場合がありますので、ご了承ください。この場合、9 月分と 3 月分の納付書発送時に前納案内を行いますので、お申し出ください。

加入のお手続きについて

お住まいの都道府県の協会けんぽ支部に、「任意継続被保険者資格取得申出書」を**退職日の翌日から20日以内必着**（20日目が土日、祝日の場合は翌営業日）でご提出ください。

ご家族（74歳まで）の加入を同時に申請する場合

● 加入できるご家族

年収が**130万円未満**の三親等以内の親族
（60歳以上、または一定以上の障害をお持ちの方は180万円未満）

● 申請方法

「被扶養者欄」に、ご家族の情報をご記入ください。ただし、**16歳以上のご家族（高校生、大学生、専門学校生を除く）を申請する場合は、下記添付書類が必要です。**

添付書類

収入状況がわかる書類

- | | |
|------------------------|-----------------------------------|
| ・ 収入がない方（専業主婦等を含みます） | → 所得（課税）証明書 または 非課税証明書 |
| ・ 給与収入がある方（パート・アルバイト等） | → 給与明細書（直近3カ月分）の写し
または 源泉徴収票写し |
| ・ 年金収入のみの方 | → 年金の振込通知書、改定通知書の写しなど |
| ・ 直近で退職された方 | → 離職票の写し または 退職証明書 |
| ・ 失業給付等受給中の方 | → 雇用保険受給資格者証の写し |
| ・ 自営業・農業所得等がある方 | → 直近の確定申告書の写し |

さらに、「住民票謄本（生計が同一であることがわかる書類）」が必要となる場合があります

※ 生計が同一であることが加入要件である「義父母」「内縁関係にある妻」などや、苗字が被保険者と異なる方を被扶養者として申請する場合、『住民票謄本』が必要です。

被扶養者となるご家族のマイナンバーを申請書に必ずご記入ください

平成29年1月1日以降に任意継続被保険者となる方が被扶養者のお届出をする際には、被扶養者となる方のマイナンバーのお届出が**必須**となりますので、「被扶養者欄」にご家族のマイナンバーを必ずご記入ください。（被保険者ご本人のマイナンバーについては、申請書に以前の保険証の記号番号をご記入いただいた場合には、記入が省略できます）

ご本人が就職等で健康保険の被保険者となったときのお手続き

就職したときは、当協会へ「任意継続被保険者資格喪失申出書」をご提出ください。

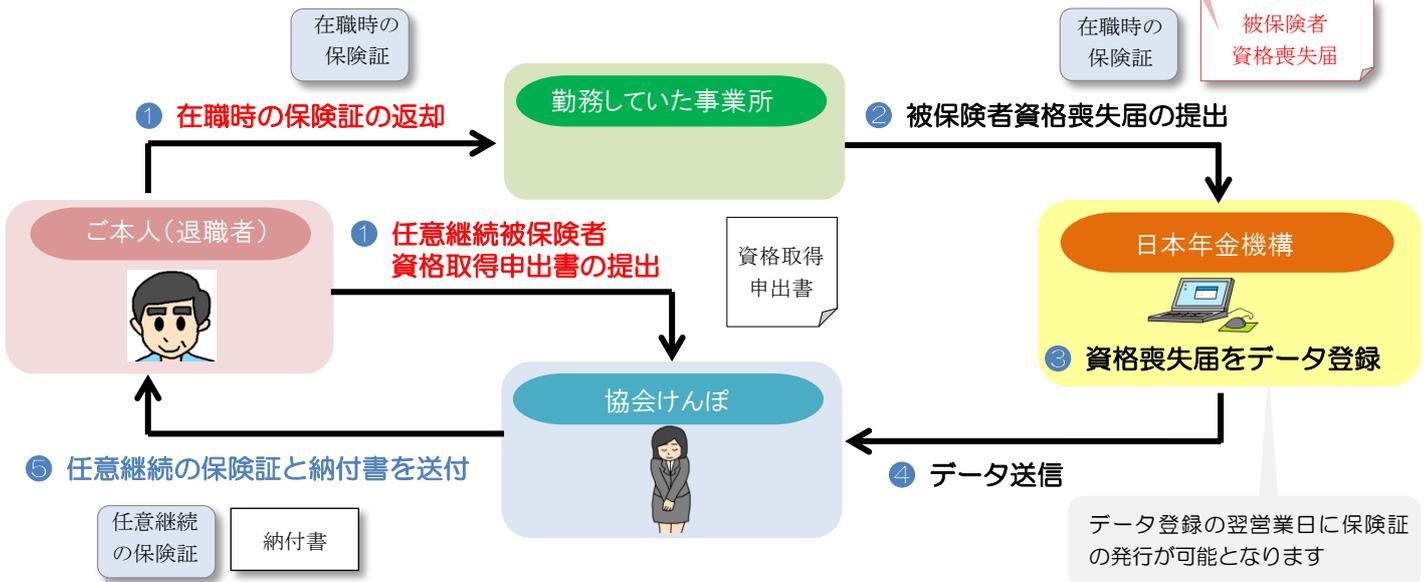
任意継続保険料を納付済で、就職先で納付済の月の保険料が引かれた場合、その月の任意継続保険料をお戻しいたします。※ ただし、任意継続を資格取得した月に就職等で資格喪失した場合、その月の保険料はお戻しできません。

その他のお手続き

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| ✓ 被保険者（ご本人）の住所・氏名が変わったとき | ➡ 任意継続被保険者住所・氏名等変更届 |
| ✓ 保険料の口座振替を止めたいとき | ➡ 保険料口座振替・自動払込辞退（取消）届 |
| ✓ 被扶養者（ご家族）を追加・解除するとき | ➡ 任意継続被扶養者（異動）届 |
| ✓ 保険証を紛失・き損したとき | ➡ 健康保険被保険者証再交付申請書 |

任意継続の保険証発行までの流れ

事業所からの資格喪失届の提出が遅れると保険証の発行が遅れます



※ 任意継続の保険証は、「日本年金機構による資格喪失届のデータ登録日」の翌営業日以降でなければ発行できません。

<参考> 保険料納付の流れ（毎月納付の場合）

① 初回の保険料の納付

コンビニエンスストア・郵便局などで、納付期限（初回分は個別）までに納付してください。

② 2回目以降の納付書の到着

月の初めに納付書をご自宅にお届けいたします。届かない場合は、すぐにお申し出ください。

③ 保険料の納付

毎月10日（10日が土日・祝日の場合、翌営業日）の納付期限までに、納付してください。

任意継続の加入手続き中に医療機関で受診するとき

手続き中で保険証を提示できない場合、医療機関へは全額自費でお支払いいただくことになります。ただし、協会けんぽへ「療養費」をご申請いただくことで、立替払いをしていただいた分（保険診療相当額の7～9割）についてお支払いいたします。

任意継続加入中の健康保険給付について

任意継続被保険者になった場合、原則として、在職時と同様の保険給付（傷病手当金・出産手当金を除く）が受けられます。

※ 傷病手当金および出産手当金は、在職時からの継続給付の要件を満たす場合に限り、給付の対象となります。



全国健康保険協会 三重支部

協会けんぽ

〒514-1195 津市栄町4丁目255番地 津栄町三交ビル

（津栄町三交ビルは、国道23号線沿いの「三交ホーム」と表示されたビルです）

担当：業務グループ ☎ 059-225-3314

申請書の郵送先
お問い合わせ先

お手続きは郵送でお願いします

- 申請書のダウンロードはホームページから

協会けんぽ

検索



健康保険のお役立ち情報満載！
メールマガジン登録は右の二次元
バーコードから

